

まつやま市民活動配送便 利用規定

制定 平成21年 2月 5日

改正 平成22年 8月27日

改正 平成24年 3月14日

(定義)

第1条 「まつやま市民活動配送便」(以下、「配送便」という)とは、市内メール便を利用して、市有施設に、市民活動団体が発行するチラシやポスター等の広報物(以下「広報物」という)を配布する仕組みをいう。

(目的)

第2条 配送便は、松山市市民活動推進条例の趣旨に則り、市民活動団体の有益な情報を広く公共に発信することにより、市民活動に対する、行政職員や市民の理解及び意識の高揚を図ることを目的とする。

(利用できる団体)

第3条 配送便を利用できる市民活動団体(以下、「団体」という)は、松山市が定める松山市NPO登録を受けた団体とし、その団体は毎事業年度終了後、市に事業報告書等を提出していなければならない。

(申込)

第4条 配送便の利用を希望する団体は、申込書及び見本となる広報物をまつやまNPOサポートセンターまで届けなければならない。

(配布の可否)

第5条 市は、前条の申し込みを受けた場合、受付の日より10日以内に可否を決し、まつやまNPOサポートセンターにその旨を通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた場合、まつやまNPOサポートセンターは、3日以内に団体へ可否を通知しなければならない。

(配送の準備作業)

第6条 前条により配送便の利用を認められた団体は、指定された日時までに必要な広報物を準備し、配送のための準備作業を行わなければならない。

(配布できない広報物)

第7条 以下に掲げる項目に該当する広報物は、配送便による配布は行えない。

- (1) 団体が主催しない事業のもの
- (2) 法令及び公序良俗に反するもの
- (3) その他、市が不相当と判断するもの

(広報物の配布数)

第8条 ひとつの団体が一度に配送便を利用して配布できる広報物の数は、別表に定める。

(広報物の設置期間)

第9条 各施設で広報物を掲示・設置する期間については、送付状に明記する。

(小中学校への配布の措置)

第10条 小中学校へ配送を希望する広報物については、そのあて先が教職員もしくは生徒のいずれかであるかを送り状に明記することとする。

2 生徒をあて先とした広報物は、松山市教育委員会の後援を要するものとする。

(各施設での対応)

第11条 市民活動団体が直接各施設に広報物を持ち込んだ場合の配布の可否は、各施設の裁量によるものとする。

2 まつやま NPO サポートセンターは、各施設からの団体照会について、適切な情報提供に努めるものとする。

別表 (第8条関係) 広報物数

施設名	部数	施設数
小中学校	10部 程度	85か所 (小学校56か所・中学校29か所)
支所		29箇所
市民サービスセンター		3か所
総合コミュニティセンター		1か所
青少年センター		1か所
公民館		41か所
総合福祉センター		1か所
中央図書館		1か所

まつやま市民活動配送便 申込書

まつやま NPO サポートセンター 様

次のとおり、まつやま市民活動配送便の利用を申し込みます。

団体名			
申込者		連絡先	
配布を希望する施設 <input type="checkbox"/> 支所 <input type="checkbox"/> 小学校 <input type="checkbox"/> 中学校 <input type="checkbox"/> 市民サービスセンター <input type="checkbox"/> 総合コミュニティセンター <input type="checkbox"/> 青少年センター <input type="checkbox"/> 公民館 <input type="checkbox"/> 総合福祉センター <input type="checkbox"/> 中央図書館			
小中学校の場合 <input type="checkbox"/> 生徒あて … <input type="checkbox"/> 松山市教育委員会の後援決定通知書の写しを添付 <input type="checkbox"/> 教職員あて			
※事務欄 申込番号： 否の場合、その理由…		市役所	センター
配布の可否： 可 否			

※以下の施設の場合は、一部の施設のみへの配布も可能です。一部の施設のみに配布を希望する場合は、別紙一覧に○印をつけて一緒に提出してください。

- ・支所（29ヶ所）
- ・小学校（56ヶ所）
- ・中学校（29ヶ所）
- ・公民館（41ヶ所）